

# 岡田事務所通信

平成 27 年 **12** 月号 (第 124 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

## 雇用保険、65 歳以上も新規加入可能に

厚生労働省は 65 歳以上の高齢者が新規で雇用保険に加入できるようにします。失業して新たに仕事を探す意欲のある高齢者に 2016 年度から最大 50 日分の失業手当を支給します。厚労省の雇用保険部会がまとめる制度改革の報告書に盛り込み、来年の通常国会に雇用保険法の改正案を提出する予定です。

現行の雇用保険制度では 65 歳以上で勤め先が変わると雇用保険から外れることとなります。親会社から関連会社に転籍する場合でも雇用保険に入れなくなります。勤め先が変わらない場合に限って雇用保険の加入を継続できます。65 歳以上の雇用保険加入者は 140 万～150 万人います。新規加入を可能にして転職した人たちなどとの不公平感をなくします。

制度改革後は年齢制限を設けず、高年齢求職者給付金として失業前に受け取っていた賃金の最大 50 日分を支給します。65 歳未満の場合の失業手当は 90～360 日分ですが、一般的に高齢者は現役世代より預貯金が多いと判断し、雇用保険を使った給付は抑えます。直近 1 年のうち 6 カ月以上被保険者であることを給付金を出す際の条件にする予定です。

65 歳以上については数年間、労使が負担する保険料を免除する方針です。現行制度でも 64 歳を超えた人の雇用保険料は労使とも免除しており、同様の扱いにする予定です。

## 働く障害者 最多の 45 万人

民間企業で働く障害者の割合(障害者雇用率)は今年 6 月 1 日時点で 1.88%で、前年同期より 0.06 ポイント上昇したことが、厚生労働省のまとめでわかりました。雇用者数は同 5.1%増の約 45 万 3 千人となり、いずれも過去最高を更新しました。

障害者を雇わなければならない民間企業の法定雇用率は 2013 年 4 月に 1.8%から 2.0%に引き上げられ、対象企業も従業員 56 人以上から 50 人以上となりました。法定雇用率を達成した企業は 4 万 1485 社。達成率は 47.2%と前年同期比 2.5 ポイント上昇しました。

企業規模別にみると従業員 1 千人以上の企業 3163 社の雇用率が平均 2.09%となり、大企業ほど障害者の雇用が進んでいます。雇用された人を障害別に見ると、精神障害者が 25.0%増の約 3 万 4 千人と伸びが目立ちました。

## 違法な長時間残業の疑いで大手クレジットカード会社が書類送検

大手クレジットカード会社の「ジェーシービー」が昨年、本社勤務の社員 7 人に違法な時間外労働をさせたとして、東京労働局三田労働基準監督署は、労働基準法違反の疑いで、同社と取締役ら 4 人を東京地検に書類送検しました。

東京労働局によりますと、ジェーシービーは本社の正社員の男女 7 人に対して、昨年 2 月からの 2 か月の間、労使協定で取り決められた月 80 時間の残業時間を超える、1 か月当たりおよそ 90 時間から 147 時間の違法な残業をさせていたとして、労働基準法違反の疑いが持たれています。

東京労働局はこれまでも会社に対して是正勧告を行っていましたが、改善が進まないため、会社と担当役員らを東京地方検察庁に書類送検したということです。同社は、労働局の是正勧告を受けて、昨年 7 月以降は残業時間の削減を進め、再発防止に取り組んでいるとしています。



- マイルドセブンの丘 (美瑛町) -

## ◆ ご存知ですか？ ◆

### 【育児休業給付】

育児休業給付とは雇用保険の被保険者が1歳(延長事由に該当する場合は1歳6か月)に満たない子を養育するために育児休業を取得し、受給要件を満たすときに被保険者本人に対して支給される給付金です。

給付額は休業開始時賃金日額(休業開始前6か月間の賃金を180で割った額)に支給日数を掛け、育休当初180日間はその67%(180日経過後は50%)が支給されます。支給申請は原則として2か月ごとに行い、子が1歳に達した際に保育所における保育の実施ができない場合等には1歳6か月まで延長できます。又、支給要件に該当する男性も対象となります。

## 事務所より

帯広市では先月下旬、この時期としてはここ何十年も例がないような記録的な大雪が降りました。本格的な冬はまだと思えるこの時期の大雪で道路の除雪も思うように進まず、交通にも大きな影響が出ました。天気予報を見ている時点では、正直ここまで降るとは考えておらず、降ってもすぐに溶けるだろうと思っていましたが、油断は禁物ですね。早い時期からの根雪にもなりましたので、車の運転等には夏場以上に注意したいものですね。

インテリジェンスが運営する転職サービス「DODA(デュード)」はビジネスパーソン約4万人を対象に実施した「転職理由ランキング」を発表しました。結果は、1位「ほかにやりたい仕事がある」(12.2%)、2位「会社の将来性が不安」(9.2%)、3位「給与に不満がある」(7.7%)となったそうです。1位は前向きな転職理由となっていますが、会社の将来性や待遇に対する不満からの転職理由も上位に入っています。又、9位の「業界の先行きが不安」については4年ぶりに前回を上回っており、将来を見据えた転職活動が増加している傾向が伺えます。いずれにせよ今後人材不足時代を迎える日本においては、人材確保のためにも会社の魅力を向上させていく努力が経営者としてますます必要になっていくかと思えます。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・各種助成金・給付金等の申請
- ・人事・労務管理に関する相談・指導
- ・給与計算
- ・年金の相談・請求
- ・その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

### 行政書士業務

- ・建設業許可申請手続
- ・建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・指名競争入札資格審査申請手続
- ・産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・法人設立関係書類作成手続
- ・その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

マイナンバー制度についてのお問い合わせを多く頂いております。社内における個人番号の預かりや保管方法等、制度の内容自体がまだまだ浸透していないこともあり、対応に苦慮される場面も多いかと思えます。マイナンバー制度への対応についてご不明な点等ありましたら、弊社の方にお気軽にご相談ください。

